



平成 26 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス
代表者名 代表取締役社長 多 田 齋
(コード番号 8692)
問合せ先 執行役員企画総務部長 金 子 文 郎
(電話番号 03-3666-9378)

英文商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 20 日開催予定の第 58 期定時株主総会に英文商号の変更を含む「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 英文商号の変更について

(1) 変更の理由

当社グループのブランド力強化のための施策の一環として、これまで使用してきた略称を英文商号とするものであります。

(2) 新英文商号

DSB Co., Ltd.

(旧英文商号 : Daiko Clearing Services Corporation)

(3) 変更予定日

平成 26 年 10 月 1 日 (予定)

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

①当社グループのブランド力強化のための施策の一環として、これまで使用してきた略称を英文商号とするため、現行定款第 1 条について変更を行い、付則第 1 条をもって効力発生時期を明確にするものであります。

②当社グループは、今後の業容拡大に備えると共に経営効率の向上を図るため、東京オフィスの移転を決定いたしました。これに伴い、現行定款第 3 条について、現在の「東京都中央区」から「東京都江東区」に変更し、付則第 2 条をもって効力発生時期を明確にするものであります。

③取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することが可能となるよう取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条について所要の変更を行うものであります。

④経営体制の一層の強化を図るため、役付取締役として、新たに取締役副会長を追加することとし、現行定款第 24 条について変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、株式会社だいこう証券ビジネスと称し、英文では <u>Daiko Clearing Services Corporation</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、株式会社だいこう証券ビジネスと称し、英文では、 <u>DSB Co., Ltd.</u> と表示する。
第2条 <条文省略> (本店の所在地)	第2条 <現行どおり> (本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	第3条 当社は、本店を東京都 <u>江東区</u> に置く。
第4条～第21条 <条文省略>	第4条～第21条 <現行どおり>
(任 期)	(任 期)
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	<削 除>
第23条 <条文省略> (役付取締役)	第23条 <現行どおり> (役付取締役)
第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、 <u>取締役副会長</u> 、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
第25条～第44条 <条文省略> <新 設>	第25条～第44条 <現行どおり> <u>付 則</u>
	<u>第1条 第1条(商号)の変更は、平成26年10月1日に効力を生じるものとする。本条は、効力発生日経過後はこれを削除する。</u>
	<u>第2条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成26年9月30日までに開催される取締役会において本店移転を決議し、本店移転を現実にしたときに効力を生じるものとする。本条は、効力発生日経過後はこれを削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成26年6月20日

商号変更の効力発生日

平成26年10月1日(予定)

本店所在地変更の効力発生日

平成26年10月1日(予定)

以 上